

部局名	財務部	所属名	資産税課	所属長名	小坂 裕	電 話	483-1151 内線3380
-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	3079		事務事業名称	資産税賦課事業					短縮コード	経常	3079	臨時	3080
予算区分	会計	01	一般会計	款	02	総務費	項	02	徴税費	目	02	賦課徴収費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		地方税法、八千代市税条例						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
・納税義務者に納税の告知を行う ・納税義務者及びその関係者の縦覧・閲覧・相談に応じる ・法務局からの税務通知に基づき、固定資産の権利の異動、所有者の宛名更正等を把握し、随時修正する。 ・制度的義務的事務であり、地方税法に基づき開始している。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系		5本の柱（章）	06	計画推進のために					
市街化の進展、区画整理事業等に伴う課税客体・納税義務者の増加が進行している。 個人情報の保護・情報公開の推進の両方の観点から窓口等においての説明責任、説明能力の向上は必須となっている。						大項目（節）	01	パートナーシップによる市政運営と市民自治の推進					
						中 項 目	03	市民サービスの向上を図る行財政運営の確立					
						小項目（施策）	02	健全な財政運営の推進					
						細 項 目	01	財源の確保					
				実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		昭和42年4月 ～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	納税義務者							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： ・納税義務者に納税の告知を行う ・納税義務者及びその関係者の縦覧・閲覧・相談に応じる ・法務局からの税務通知に基づき、固定資産の権利の異動、所有者の宛名更正等を把握し、随時修正する。							
	※平成19年度に計画していること： 同上							
意図 （何を狙っているのか）	納税義務者に迅速かつ正確に納税の告知をし、信頼される税務行政を推進する。縦覧制度を広く周知し、制度を適切に運用することにより、納税者の固定資産税への理解を深める。							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外							
区 分				単位	17年度	18年度		19年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	納税義務者数	人	56,682	58,000	58,673	59,000	
	指標2							
	指標3							
活動指標	指標1	納税通知書発送件数	件	57,024	58,500	58,644	59,000	
	指標2	閲覧・縦覧者数	人	217	300	546	500	
	指標3	税務通知件数（権利に係るもの）	件	7,952	8,000	7,956	8,000	
成果指標	指標1	納税通知書返戻件数	件	325	0	241	0	
	指標2	公示送達件数	件	136	0	111	0	
	指標3							
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード	3079	事務事業名称	資産税賦課事業				所属名	資産税課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			・納税通知書の返戻件数、公示送達件数を減少させるため、発送後調査の手法の最適化が求められる。 ・臨時的任用職員の事務分野を拡大し、事業の効率化、コストの削減を目指す。			
		☒ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
	☐ 廃止							
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			返戻調査、税務通知の処理といった業務手法のさらなる適正化により、成果向上が考えられる。 臨時的任用職員の採用増によりコスト削減が考えられる。		
			削 減	不 変	増 加			
	成 果	向 上	☒	☐	☐			
		不 変	☐	☐	☐			
		低 下	☐	☐	☐			

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
市民より納税通知書の発送時期が遅いとの意見があった。現行の発送日で税法上、問題はないが、同様の意見が多い場合は検討の余地がある。									

所属長コメント	本事業は、市の自主財源の太宗をなす固定資産税を賦課するための重要な事業であることから、正確性、公平性、手続きの妥当性を追求することに十分に意を注いで取り組まなければならない。それが同税はもとより市行政に対する納税者の理解を得る大前提であると考えからであるが、この点について固定資産評価員の指導下、さらに成果実績を上げるべく事業推執行の全過程に対して管理指導を徹底して参りたい。また、本事業では、事業推進の諸々の場面で納税者に個々の課税内容について確実に理解していただくことも重要な要素と考えることから、縦覧制度等の運用の場面以外でも機会を捉え納税者の理解をもたらすよう種々の取組みを实践させてまいりたい。								
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続			臨時的任用職員の活用を今後の方向性として行っていくことについては推進すべき。また、事業の長期的な見通しも検討すべき。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☒ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									